

愛知県精神保健福祉センターにおける 「司法書士による暮らし相談」について

愛知県精神保健福祉センター

1 ギャンブル等依存症に関連する愛知県施策等の状況

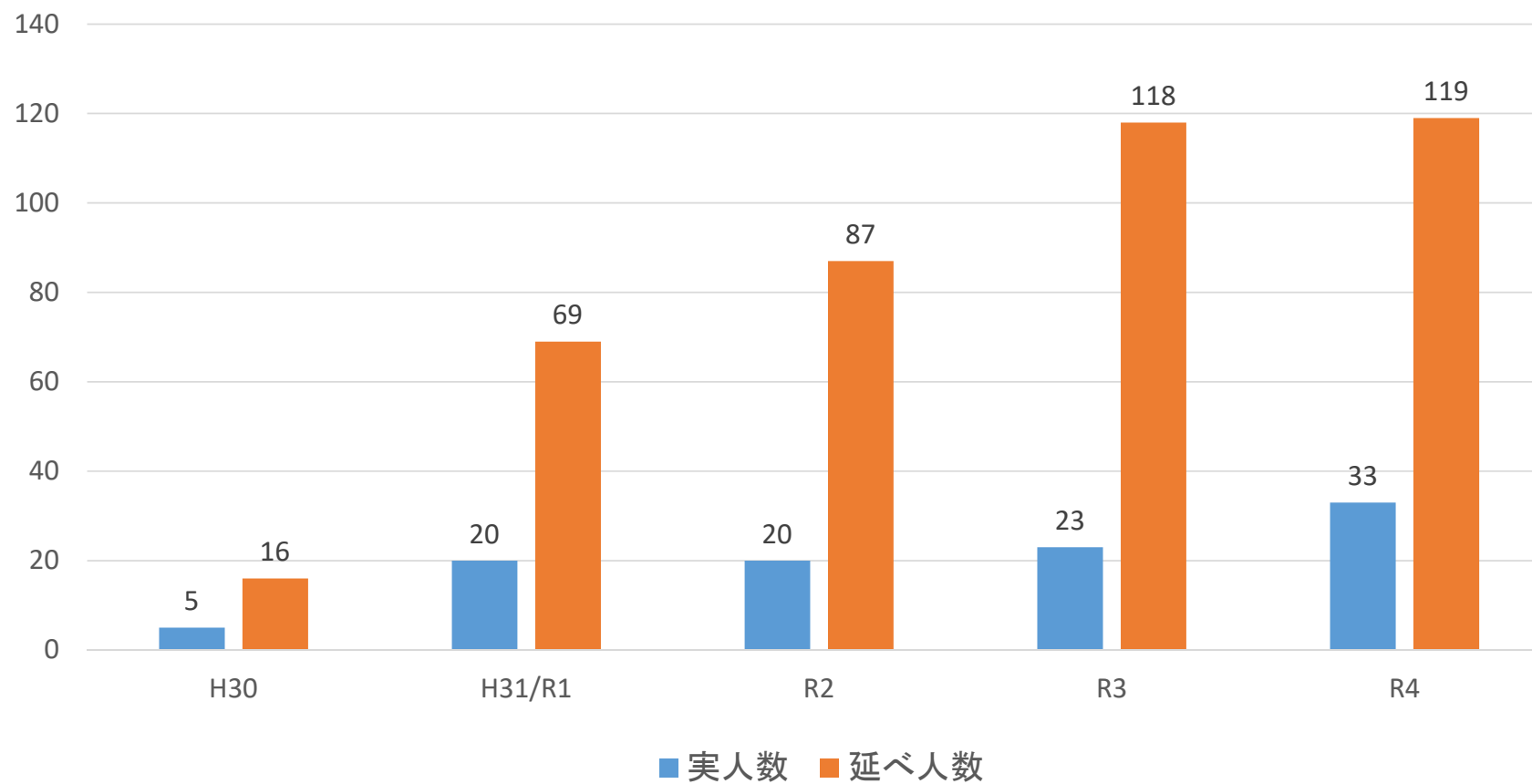
時期		内容	備考
2016年(H28年)12月	国	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(IR法)成立	
<u>2018年(H30年)7月</u>	県	<u>愛知県精神保健福祉センターにおいて「ギャンブル等依存症電話相談」開設</u>	
2018年(H30年)10月	国	ギャンブル等依存症対策基本法 施行	
<u>2018年(H30年)11月</u>	県	<u>愛知県精神保健福祉センターにおいて「ART-G」開始</u>	月1回
2019年(H31年)4月	国	ギャンブル等依存症対策推進基本計画 策定	
2020年(R2年)3月	県	愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画 策定 (策定期間:2020年度~2022年度の3年間)	
<u>2021年(R3年)4月</u>	県	<u>愛知県精神保健福祉センターにおいて「司法書士による暮らし相談」開始</u>	隔月
<u>2021年(R3年)10月</u>	県	<u>愛知県精神保健福祉センターにおいて「ART-G」拡充</u>	月1回⇒ 月2回
2022年(R4年)3月	国	ギャンブル等依存症対策推進基本計画 変更	
<u>2022年(R4年)4月</u>	県	<u>愛知県精神保健福祉センターにおいて「司法書士による暮らし相談」拡充</u>	隔月⇒ 月2回
2023年(R5年)3月	県	第2期愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画 策定 (策定期間:2023年度~2025年度の3年間)	

2 ART-G(あいちギャンブル障害回復トレーニングプログラム)

「SAT-G」を基に、愛知県独自の名称「ART-G」として開始した。

開始年月	平成30年11月
実施日	毎月第2火曜日/第4月曜日 13時30分～15時30分
実施体制	精神科医1名 センター企画支援課職員2名(ファシリ及びコファシリとして従事) 司法書士1名(令和3年度～)
実施方式	1回あたり、参加者3～9名程度の集団プログラム
参加者数	平成30年11月～令和5年3月 実69人 延409人
対象者	名古屋市を除く県内のギャンブル等依存症からの回復を希望する当事者で、センターにて個別相談の結果、参加を適当と認められた者

3 ART-G参加者の推移



4 「司法書士による暮らし相談」の導入経過

- ・ART-G参加者は借金問題を抱えることが多く、借金返済を急ぐあまり、治療に対して十分な動機付けができないまま治療を中断してしまうこと、一旦、借金問題を解決しても、借金を繰り返してしまうことが支援上の課題であった。
- ・個々の抱える借金問題等について、どのような解決方法が考えられるのか(どのような方法で、いつまでにいくら返済するのか等)、見通しをつけることが必要。
- ・ギャンブル等依存症の回復支援には、治療・心理教育的アプローチと並行して、借金問題を解決する道を検討する必要があるが、借金問題は従来スタッフで対応することが困難であった。
- ・司法書士に対して、ART-Gへの参加とともに、「法の専門家」として、債務整理や生活再建等についての生活相談を依頼し、ART-G参加者、家族等が専門的助言を得る機会を設けた。

5 「司法書士による暮らし相談」の概要

令和5年度

「ART-G」開催日に合わせて「司法書士による暮らし相談」を実施している。

開始年月	令和3年4月
実施日	ART-G開催日(毎月第2火曜日/第4月曜日) 15時30分～16時30分
実施体制	司法書士1名
実施方式	相談者と司法書士との個別面接相談 (相談者の了解を得て、センター担当職員が同席)
対象者	ART-G参加者及びその家族、支援者等

6 「司法書士による暮らし相談」の実績

年次推移

	年間開催	実件数	延件数
令和3年度	6回	4	4
令和4年度	24回	8	9
令和5年度 (8月末まで)	24回 (10回)	2	2

7-1 「司法書士による暮らし相談」の事例

事例1（架空事例）

- 対象者：20代男性 無職
- 相談者：対象者の母
- 主訴：
 - ・息子がパチンコで借金を作り、総額100万円ほど。
 - ・親が借金を肩代わりするか、本人に返済させるか悩んでいる。
 - ・債務整理など考えられる選択肢について聞きたい。
- 司法書士より助言
 - ・親が借金の肩代わりをしないこと、肩代わりしなくても、借金問題は解決できることを本人に告げること
 - ・選択肢の一つに自己破産があること、その流れやメリット、デメリットの説明

7-2 「司法書士による暮らし相談」の事例

事例2 (架空事例)

- 対象者: 50代男性 有職
- 相談者: 対象者とその妻
- 主訴:

- ・副業によって金融業者数社に借金返済をしているが、完済までに15年以上かかる。

(夫) 早く返済したいが、債務整理をするとブラックリストに載り、家族に生活上の不都合を与える。どうしたらよいのか。

(妻) 夫の作った借金なので、夫が返済すべきとは思いますが、働き過ぎて、体を壊すことが心配。

- 司法書士より助言

- ・任意整理により、借金額の圧縮、返済期間の短縮は可
- ・ローンをもとめて低い利率で借り換えることは勧められない。信用度が上がり、新たな借金に結びつく。
- ・今後の家族の生活をイメージして夫婦でよく話し合うこと

8 司法書士会との連携

○ センター・司法書士会の協力事業

- ・「司法書士による暮らし相談」への司法書士の派遣依頼(年24回)

○ センターから司法書士会へ

- ・「司法書士による暮らし相談 職員対象勉強会」講師の依頼
- ・センター主催「ギャンブル等依存症家族向け講演会」講師の依頼
- ・センター主催「ギャンブル等依存症対策支援関係機関連絡会議」構成員の依頼
- ・センター主催「ギャンブル等依存症研修」、「ギャンブル等依存症回復プログラム 従事者養成研修」受講の案内

○ 司法書士会からセンターへ

- ・日本司法書士会連合会主催「ギャンブル依存症シンポジウム」講師及びパネリスト(精神科医)の依頼